

デジタル・コンテンツ利用促進協議会 『会長・副会長試案』について

西村あさひ法律事務所 弁護士/ニューヨーク州弁護士
デジタル・コンテンツ利用促進協議会 事務局・監事
櫻井由章

2009年1月21日

於 情報通信審議会 情報通信政策部会
デジタル・コンテンツの流通促進等に関する検討委員会

I . デジタル・コンテンツ利用促進協議会の設立

● 目的

高度に進んだデジタル化・ネットワーク化に対応したデジタル・コンテンツの利用促進策の策定が我が国の喫緊の課題であることから、具体的な法制度等について幅広い議論を早急に深め、もって、我が国が世界最先端のコンテンツ大国となることの実現に寄与することを目的として、平成20年9月9日に設立。

● 会長・副会長

会長 : 東京大学名誉教授・弁護士 中山信弘(内閣知的財産戦略本部本部員)

副会長 : 株式会社角川グループホールディングス代表取締役会長 角川歴彦
(内閣知的財産戦略本部本部員)

副会長 : 参議院議員 世耕弘成(自由民主党知的財産戦略調査会事務局長)

副会長 : 株式会社スクウェア・エニックス代表取締役社長 和田洋一

Ⅱ. 会長・副会長試案発表の経緯

1. 会長・副会長試案の発表

昨年末当協議会役員会において、デジタル・コンテンツの利用促進を目的とした政策提言案(以下「本試案」と言います。詳細は別添ご参照)を会長・副会長によってとりまとめ、平成21年1月9日、下記ホームページにて公表し、併せて会員等にも送付した。

ホームページ : <http://www.dcupc.org/>

2. 今後の予定

本試案については、現在、本年2月10日を期限としてパブリックコメントを実施している。また、パブリックコメント期間終了後は、会員や一般の方からの意見を集約の上、3月下旬までを目処に、本試案について会員やその他関係者と協議する場を開催することを予定。

Ⅲ. 会長・副会長試案の概要

1. 本試案の骨子

- ① 対象コンテンツの利用に関する権利の法定事業者への集中化
→権利処理の簡素化のため
- ② 権利情報の明確化(対象コンテンツの登録)
→同上
- ③ 適正な利用を過重な困難なく行い、原権利者に適正な還元がなされる仕組み
→利益還元で再創造へ
- ④ デジタル・コンテンツの特性に対応したフェア・ユース規定の導入
→目まぐるしい技術革新に機動的なルール整備のため

Ⅲ. 会長・副会長試案の概要(承前)

2. 対象コンテンツに関する権利の集中化

(1) 対象コンテンツの範囲

原権利者の許諾を得て録画、録音、放送された映画、音楽、放送のコンテンツがまずは考えられる。

もっとも、音楽については(現状での処理を踏まえて)対象コンテンツの範囲外とすることも考えられる。

Ⅲ. 会長・副会長試案の概要(承前)

(2) 権利を集中化するための要件

原権利者を尊重するという観点から、対象コンテンツの原権利者からのネット利用について別段の意思表示の有無をメルクマールとする。

その際、対象コンテンツの利用・流通の促進を促すという観点からは、一定の要件、例えば、

- ① 全て
- ② それよりも少数((i)4分の3以上、(ii)3分の2以上、又は(iii)過半数)
- ③ いずれかの主要な

原権利者からの別段の意思表示をメルクマールとすることが望ましいのではないかと考える。

既存コンテンツについては、特別法施行時など、制定から一定の期間が経過した時点における原権利者の意思表示をメルクマールとすることが、既存コンテンツについて契約による処理促進のためには望ましいのではないかと考える(契約の促進効果が期待できる)。

Ⅲ. 会長・副会長試案の概要(承前)

(3) 法定事業者となる者

権利関係をできるだけ簡明にするという観点からすれば、一つの対象コンテンツにつきできる限り一人の法定事業者を特定すべき。

法定事業者は、権利情報の収集等を行い原権利者に適切な還元を行う当事者としての能力を有すると認められる者と規定すべき。

(4) 法定事業者が有することとなる権利

法定事業者は、インターネット上での流通を目的として対象コンテンツを自ら利用し、又は第三者をして利用せしめる法定の非排他的な許諾権を持つとすることが考えられる。

但し、原権利者自身による利用及び利用許諾は妨げられない。

Ⅲ. 会長・副会長試案の概要(承前)

3. 対象コンテンツの権利情報の明確化及びその効果

(1) 対象コンテンツの権利情報の明確化(対象コンテンツの登録)

たとえば、法定事業者が対象コンテンツの権利情報を一定の機関(「コンテンツID管理事業者」)に、国際技術標準である許諾コード方式等に基づいて、登録し、コンテンツID管理事業者は登録された情報を電磁的方法により公示することが考えられる。

登録のための手続:

法定事業者が、一定の要件を満たした対象コンテンツの登録の申請を行った場合には、コンテンツID管理事業者は、その内容を電磁的方法により一定期間公示する。そして、原権利者から自らが原権利者であるにもかかわらず当該申請からその旨が欠如している等の異議が一定期間述べられなかった場合には、当該登録がなされる等と規定することが考えられる。

Ⅲ. 会長・副会長試案の概要(承前)

(2) 対象コンテンツの登録の効果

登録された対象コンテンツについては、実際の原権利者からの差止請求や人格権に基づく請求について、一定の場合に免責される旨の規定を定めることが、デジタル・コンテンツの利用・流通の促進という観点からは望ましいと考えられる。

Ⅲ. 会長・副会長試案の概要(承前)

4. 対象コンテンツの適正な利用と原権利者への適正な還元に向けた仕組み

(1) 法定事業者の負う義務

法定事業者は、自ら又は第三者をして、対象コンテンツを利用し又は利用せしめた場合には、対象コンテンツに係る原権利者に対し、対価の支払い義務を負う。

たとえば、当事者間の契約において定められている場合にはそれにより、また、所在不明の原権利者等に対しては、何らかの公正な対価を決めるメカニズムを策定することが必要。

Ⅲ. 会長・副会長試案の概要(承前)

(1) 法定事業者の負う義務

対象コンテンツの適切な利用を実現するためには、たとえば2通りの方策が考えられる。

A案 第三者からの合理的な条件での利用の申込に対しては、法定事業者に当該対象コンテンツの利用を許諾しなければならない応諾義務を負わせる。

B案 法定事業者にA案のような応諾義務は課さず、対象コンテンツの利用については、法定事業者の意思に基づき設定する条件やビジネスモデルに委ねる。もつとも、法定事業者が自ら利用せず、かつ、第三者からの利用の申し込みに対してもこれを拒否する場合には、合理的な理由を必要とし、対象コンテンツが死蔵されることを想定していない。

Ⅲ. 会長・副会長試案の概要(承前)

(2) 法定事業者以外の事業者

たとえば、自らコンテンツのライセンスを行うよりも第三者に行わせる方がよいと考える法定事業者等も存在すると思われるため、たとえば、現行の著作権等管理事業者に相当する事業者(「コンテンツ・ライセンス事業者」)を設けることが考えられる。

コンテンツ・ライセンス事業者は、一定の財産的基礎を有し、収益の配分比率の策定、決済システムの整備等を行うことができる等と認められる者で、法定事業者から利用に関する許諾を受けた対象コンテンツを、第三者に非独占的に利用させ、当該第三者より得た公正な対価を権利者に支払う者と規定することが考えられる。

コンテンツ・ライセンス事業者は、第三者からの合理的な条件での利用の申込に対しては、当該対象コンテンツの利用を許諾しなければならぬと規定すべきと考える。

Ⅲ. 会長・副会長試案の概要(承前)

(2) 法定事業者以外の事業者

前記A案による場合には、法定事業者に応諾義務を課すことに加え、法定事業者が一定期間内に登録を行わなかった対象コンテンツについては、コンテンツ・ライセンス事業者が法定事業者となることを認めるとすることも考えられる。

他方、上記B案によるならば、コンテンツ・ライセンス事業者が法定事業者となることを認める必要はないと考えられる。

Ⅲ. 会長・副会長試案の概要(承前)

5. デジタル・コンテンツの特性に応じたフェア・ユース規定

インターネット等の技術の進歩は非常に早く、また今後どのような技術が生まれるか分からないことから、適切な対応を機敏に可能とする制度が必要。

そこで、その利用が公正であるといえる場合には、当該利用は、著作権及び著作者隣接権の侵害とならないものとする、いわゆるフェア・ユース規定を、本試案に基づく特別法において、独立して設けるべきであると考える。

以上